

本部照会必須事件一覧（平成31年2月末現在）

平成28年6月23日付国管管2-26「本部支援事件の処理体制の整備について」（指示）にて定める「本部照会必須事件」を以下のとおり、連絡します。

分類番号	内 容	裁決検討実績表
共通－1	不当を理由として取消し見込みもの	2212-01
共通－2	民法等の解釈を行った上で課税関係を検討しなければならない局面において、前提問題についての解釈に多様な見解が存し得るもの	1901-01
共通－3	法人格否認の法理を用いて判断するもの	1903-02
共通－4	通則法97条《審理のための質問、検査等》4項（非協力等で請求人の主張を採用しないことができる規定）を適用して判断するもの	1712-08
共通－5	重加算税の賦課要件を争点とする事件で、隠ぺい又は偽装行為をうかがわせる事実が、法定申告期限後にしか見当たらないもの	2303-09
共通－6	最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決における生命保険金二重課税判決を受けて、相続又は贈与により取得した資産から生じた所得について二重課税を主張するもの	—
共通－7	行政手続法第8条《理由の提示》及び第14条《不利益処分理由の提示》（平成25年1月1日から施行された国税通則法第74条の14《行政手続法の適用除外》により新たに適用されることとなった規定）違反を処分の違法理由として主張するもの（所得税法第150条第2項《青色申告の承認の取消し》、第155条第2項《青色申告書に係る更正》及び法人税法第127条第2項《青色申告の承認の取消し》、第130条第2項《青色申告書等に係る更正》に該当する場合を除く。）のうち、当該違法を理由に取消し見込みのもの	—
共通－8	行政手続法第8条《理由の提示》及び第14条《不利益処分理由の提示》の規定に基づき理由が提示された処分のうち、提示された処分理由に一見して明白な不備があるか否かについて、疑問が生じたもの	—
共通－9	証拠の閲覧・写しの交付に当たりマスキングすべき箇所について疑義が生じたもの（例えば、最終的に原処分庁意見と一致しない場合等（ただし、当該一致しない部分が、答弁書等に記載されている事実に係る証拠部分である場合を除く。））	—
共通－10	平成28年7月7日付国管管2-30「証拠の開示について」（指示）に定める本部照会	
共通－11	推計課税事件のうち、原処分庁と異なる別の推計方法（比準同業者の抽出基準の見直しを含む。）を採用しようとするもの	<u>2910-04</u>
共通－12	処分証書となり得る文書について記載事項と異なる事実を認定して判断するもの（税法上個別の否認規定のあるもの（同族会社等の行為計算否認、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引など）を除く。）	<u>3004-02</u> <u>3007-02</u>

分類番号	内 容	裁決検討事績表
通則－１	連帯納付義務者の不服申立適格について判断するもの	2202-04
通則－２	「更正の申出」に対してその一部を減額する更正処分についての審査請求	－
通則－３	国税通則法第74条の２ないし第74条の13（平成25年１月１日から施行された国税の調査についての規定）違反を処分の違法理由として主張するもののうち、当該違法を理由に取消見込みのもの	－
通則－４	国税通則法第65条第５項、第66条第５項及び第67条第２項（更正又は告知の予知についての規定）の「調査があったこと」の要件に関し、同法第74条の２ないし第74条の13（平成25年１月１日から施行された国税の調査についての規定）の解釈又は行政指導と調査の相違を理由として、当該要件に該当しない旨主張するもの	－
通則－５	国外送金法施行規則第13条第４号に規定する「国外財産に基因して生ずるこれらに類する所得」又は同規則第16条第５号に規定する「財産又は債務に基因して生ずるこれらに類する所得」の該当性を判断するもの（争点となっていないものを含む。）	2903-03
通則－６	更正の請求に対してされた更正すべき理由がない旨の通知処分に対する審査請求において、更正請求書に記載しなかった事由を違法事由として新たに主張するもの（５年を経過した後に新たな主張をしているものを除く。）	－
所得－１	FX取引又は商品先物取引における取引の違法等を原因とした損害賠償金による所得を争点とするもの	－
所得－２	従業員を被保険者とした保険料の必要経費性	2303-12
所得－３	有価証券報告書の虚偽記載による株価の下落に対する損害賠償金（和解金）の課税関係を判断するもの	－
所得－４	弁護士会、医師会、税理士会等の士業会の会務活動に伴い支出した懇親会費等の必要経費性を判断するもの 《参考》東京高判平24.9.19（最高裁平26.1.17上告不受理）、本部照会事例集Ⅱ所得税	－
所得－５	推計課税事件のうち、実額反証を認容する見込みのもの	2611-05
所得－６	その年中に業務の用に供されていた期間と非業務の用に供されていた期間を有することとなる不動産の固定資産税の必要経費性を判断するもの	2612-06
所得－７	年末調整された給与所得者が一定の場合に納税申告書を提出する義務を有するか否かを争点とするもの	3001-04
源泉－１	錯誤無効を主張できる時期（期間）について判断するもの	2012-02
法人－１	審判所において認定した所得金額に基づいて計算した事業税認容額の減少額（増加する所得金額）が取消額（審判所が減少させる所得金額）を極端に上回り、棄却裁決となる場合 ※前事業年度に取消額（審判所が減少させる所得金額）があつて、当該事業年度に取消額がない場合に棄却裁決となるものを除く。	－
法人－２	パチンコ業者における所得金額の多寡を争点とする事件で、期末貯玉に係る売上原価の見積計上が行われているもの	2606-06

分類番号	内 容	裁決検討事績表
資産－１ (通則)	新たな遺産分割協議書を作成し更正の請求がなされ、理由なし通知処分がされた場合について判断するもの	1811-14
資産－２	「負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地及び家屋等に係る評価並びに相続税法第７条及び第９条の規定の適用について」(平成元年３月29日付直評５、直資２－204)の定めについて判断するもの	2105-16
資産－３	流水面占有権の評価について判断するもの	1807-02
資産－４	有料老人ホームの入居金について贈与税の課税の有無を判断するもの	2211-03
資産－５	遺産分割の際に支出した費用について譲渡所得の取得費該当性を判断するもの	2102-05
資産－６	当初取得したゴルフ会員権と譲渡したゴルフ会員権との同質性について判断するもの(例えば、会社更生計画又は民事再生計画に基づき、預託金制ゴルフ会員権にあつては預託金債権の全部の切り捨て、株主会員制ゴルフ会員権にあつては株式の消却があつた後に、当該ゴルフ会員権を譲渡した場合など) 《参考》東裁(所)平20-76(平20.11.14裁決)の控訴審判決である東京高判平24.6.27	—
資産－７	原処分庁の更正処分や決定処分、又は審査請求人(納税者)の更正の請求の前提となる申告において、民法第900条第４号ただし書の「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の２分の１」の規定に基づき相続税額を計算しているもの 《参考》最高大判平25.9.4	—
資産－８	被保険者の死亡時に年金の種類、年金の支払時期及び年金基金充当額等が具体的に確定していない年金支払特約付保険契約に係る保険金請求権の評価について、旧相続税法第２４条第１項第１号の規定を適用しているもの 《参考》東京高判平25.12.19(判決情報あり)	—
資産－９	利子が支払われる公社債で割引の方法により発行される公社債を譲渡したことによる所得について、所得税の課税の課否を判断するもの	2710-04
資産－10	相続税法第51条第２項各号に掲げる事由などが生じたことを理由に、相続税の無申告加算税の一部取消等を行う予定のもの	2906-02
登録免許 －１	納税告知処分が争いの対象となっているもの	2302-02
登録免許 －２	固定資産課税台帳に登録された価格(台帳価格)と売買価額等とに乖離があつて、課税標準を台帳価格とすることの適否について判断するもの	2303-02
登録免許 －３	不動産の登記についてその課税標準を算定するにあたり、固定資産評価基準に定める方法以外の方法を用いることの適否について判断するもの	3003-02
消費－１	介護付有料老人ホームの貸付けが住宅の貸付け(非課税)に該当するか否かについて判断するもの	1806-03
徴収－１	公売処分に著しい違法がある場合(又は無効である場合)の配当処分の違法性について判断するもの	1705-01
徴収－２	配当処分の変更裁決の可否について判断するもの	1905-01

分類番号	内 容	裁決検討事績表
徴収－３	滞納国税の一部納付をもって、当該納付に係る滞納口座以外の全滞納口座について承認がされたとして、徴収権の時効が争われた場合	2402-05
徴収－４	徴収法第35条の第二次納税義務について、直前の決算期における貸借対照表等に基づき算定された限度額が争われた場合	<u>2912-03</u>

※ 裁決検討事績表を参照する場合は、該当する裁決事績検討表 No を「Ctrl」キーを押しながらクリックしてください。

※ 赤枠部分が今回の変更箇所です。